

平成30年9月21日

指定障害福祉サービス事業所 管理者
指定障害者支援施設 施設長
指定障害児通所支援事業所 管理者
指定障害児入所施設 施設長
様
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市所管域を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス担当課長
(公印省略)

平成30年度第2回神奈川県指定障害福祉サービス事業者等に対する
指導講習会の実施について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろから格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等の適正な事業実施に向けて、次のとおり指導講習会を実施しますので、対象事業所におかれましては、御出席くださるようお願いいたします。

1 対象者

神奈川県から指定を受けている全事業所等の管理者等

※平成30年4月以降に新たに管理者となった者は、管理者面接にあたる講習会となりますので、必ず出席してください。

(指定相談支援事業所及び平成30年度第1回指導講習会出席事業所を除く)

2 日時及び対象事業

平成30年10月19日 (金)

時 間	対 象 事 業
9 : 45 ~ 11 : 45	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
13 : 00 ~ 14 : 30	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
15 : 15 ~ 17 : 15	療養介護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助 障害者支援施設 (昼間生活介護含む)、障害児入所施設
18 : 00 ~ 20 : 00	生活介護 (単独型)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A型、就労継続支援B型、就労定着支援

※受付開始は各開始時間20分前とさせていただきます。

3 場 所

かながわ県民センターホール

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター2階

4 内 容 (予定)

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく実地指導・監査について
- (2) 実地指導結果について
- (3) 指定障害福祉サービス事業所等の指定取消し等（行政処分）について
- (4) 業務管理体制について
- (5) 事故報告その他について
- (6) 書類の届出及び請求事務に係る留意事項について
- (7) 障害児者の虐待防止について

5 申込方法及び説明資料

- かながわ電子申請システムにて平成30年10月16日（火）までにお願ひします。（システムの利用方法は次ページのとおりです。）
- 申込みは、各事業所1名（多機能型事業所も1名）でお願ひします。
- 席数に限りがあるため、原則先着順での申込受付となります。
- 当日の説明資料は、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に平成30年10月16日（火）までに掲載しますので、ダウンロードまたは印刷の上、当日御持参ください。
- 資料の掲載場所
ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」
→書式ライブラリ
→1. 神奈川県からのお知らせ
→7 実地指導・監査等のお知らせ

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=93&to_pid=1

6 その他

次回の指導講習会は平成31年2月中旬を予定しています。

問合せ先

障害福祉課事業支援グループ 岩下、柳澤

電話 045-210-1111 内線4737

ファクシ 045-201-2051

○ 電子申請システムの利用方法

1 次のいずれかの方法で申込画面を開いてください。

(1) URL を入力する。

パソコン：<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1537522063539>

スマートフォン：<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/sform.do?id=1537522063539>

携帯電話：<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/iform.do?id=1537522063539>

(2) QR コードを利用する。

スマートフォン用



従来式携帯電話用



2 利用規約を確認の上、「同意する」をクリックしてください。

※ 申請者 ID は、登録せずにお申込みいただけます。



下記の利用規約をお読みください。
利用規約に同意する場合は、「利用規約に同意する」ボタンを押してください。

神奈川県e-kanagawa電子申請利用規約

利用規約に同意しない 利用規約に同意する

(目的)
第1条 本規約は、e-kanagawa電子申請（以下「本システム」といいます。）を利用して、神奈川県（以下「県」といいます。）に行政手続の申請・届出等を行うために必要な事項について定めるものです。

(用語の定義)
第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

(1) 電子申請 インターネットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。
(2) 申請データ 本システムを利用して電子申請を行う際に入力する事項（添付書類を含む。）をいいます。
(3) 利用者 本システムを利用する個人、法人又は団体をいいます。
(4) 申請者ID 利用者が本システムを利用するために登録する識別符号をいいます。
(5) パスワード 申請者IDを使用する際のセキュリティを目的として、利用者が管理する暗証符号をいいます。
(6) 到達番号 利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。
(7) 問合せ番号 申請者IDを必要としない電子申請について、到達番号を使用して申請処理状況の照会をする際のセキュリティを目的として、利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される暗証符号をいいます。

3 画面の指示に従って必要事項を入力し、内容確認後、申込みしてください。

(注意) 内容確認画面では、まだ申込みは完了していません。

ページ下部の「申し込む」ボタンを押してください。これで完了です。

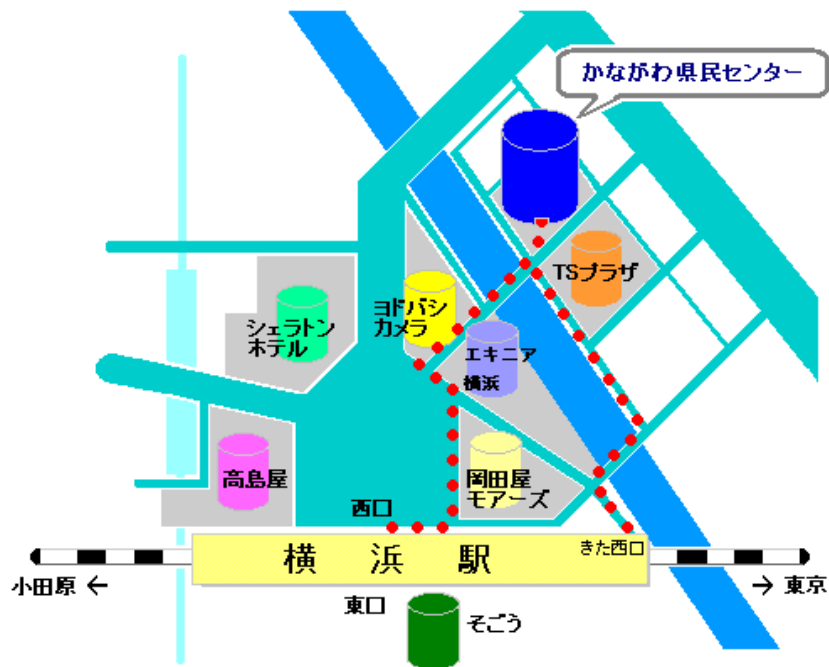
4 入力したメールアドレス宛に受付確認のメールが届いたことを確認してください。

【留意事項】

※ 複数事業を運営されている場合、時間帯ごとの申込みをお願いします。メールアドレスは同一で構いません。

※ 出席者を変更される場合、連絡は不要ですが、申込時（変更前の方）の申込完了画面を印刷したもの、又は到達番号をメモした紙を、当日お持ちください。

< かながわ県民センターへのアクセス >



- JR・私鉄・・・横浜駅「西口」又は「きた西口」を出て、徒歩およそ5分
- 横浜市営地下鉄・・・横浜駅地下鉄「出口8」から、地下街をとおる中央モールを左折し「北6」出口を出て、徒歩およそ2分